



埼玉県報

第 2 5 1 8 号
平成 2 5 年 8 月 1 6 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県男女共同参画推進センター情報システム開発業務委託に関する入札公告\(男女共同参画推進センター\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーション情報システム開発業務委託に関する入札公告\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品\(食品安全課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [西吉見南部土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [第二種区画漁業権に係る漁場計画の樹立\(生産振興課\)](#)
- [第五種共同漁業権に係る漁場計画の樹立\(生産振興課\)](#)
- [金杉土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [無線警ら車の調達に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [指紋自動識別システムの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほか1品目の製造請負に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の遠隔操作型内視鏡下手術システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の非分離型電動油圧式手術台の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の内視鏡スコープ関連備品\(その2\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第20号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 太陽

三 代表者の氏名

石川 千枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市北野二丁目七番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者（児）等に対し、支援事業を提供し、誰もが地域で豊かに暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人東松山ペレーニアFC

（変更後）特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

三 代表者の氏名

小室 守

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字古凍四十六番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県西部・北部地域の主として青少年及びシニア市民に対し、サッカーを中心とするスポーツ活動の場を提供し、社会スポーツを普及させることにより、青少年の健全な育成及び地域市民へのスポーツの振興を図ることを目的とする。

（変更後）この法人は、埼玉県西部・北部地域の主として青少年及びシニア市民に対し、スポーツ活動を継続的に行うことのできる機会を提供し、スポーツ文化振興ならびにスポーツ普及、競技力、指導力の向上に関する事業を行い、青少年の健全な育成及び地域住民の体力づくりを旨指すとともに、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートの和
- 三 代表者の氏名
江口 義雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市大字牛沼三百四十七番地の四十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・高齢者等に対し、支援活動を行い、地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本カルチャーヨガ協会

三 代表者の氏名

上村 亜希子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目六十八番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民の健康のためにヨガを通じて運動の大切さを知ってもらい、さらにはヨガを通じて、地域住民同士の交流を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サコネット秩父
- 三 代表者の氏名
工 藤 剛
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市田村千八百六十五番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児者・高齢者ほか、すべての人に対し、地域、行政、福祉分野の専門家と連携した支援協力活動を行う。地域のネットワークづくりを通じ、支え合える社会を構築し、障害者等の社会的孤立を防ぎ、心豊かに自分らしく生き生きと暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
ときがわ町	平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 七十七枚 地籍簿 二冊	本郷地区（大字 本郷の一部）	平成二十五年 八月九日

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ププリコ

三 代表者の氏名

須 藤 一 雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市つじ野一番五 一 六号

五 定款に記載された目的

この法人は、少子・高齢化社会にあつて、ともすれば社会経済的な弱者としての生活を余儀なくされる可能性のある高齢者や次代を担うべき幼児、児童及び生徒との交流活動を推進し、感動することや思いやりの心をもつことの重要性を理解させることによつて、社会に対する信頼と希望を持つことができるよう支援し、もつて、地域や家庭及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

男女共同参画推進センター情報システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月24日(月)まで

(4) 履行場所

埼玉県男女共同参画推進センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件業務と同等以上のシステム開発業務の履行実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 埼玉県男女共同参画推進センター管理担当 西村、鈴木 電話048-601-3111(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月27日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日(木)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県男女共同参画推進センター 平成25年9月27日(金)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月11日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Development of the Information System of the Gender Equality Promotion Center, Saitama Prefectural Government

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 4:00 p.m., September 26, 2013

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., September 27, 2013

(3) Contact Information:

Management Group of the Gender Equality Promotion Center,
Saitama Prefectural Government

Shintoshin 2-2, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0081

Telephone: 048-601-3111 E-mail: m013111@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市大字岩殿字北長坂五百六十番一の一部及び五十番十二の一部）

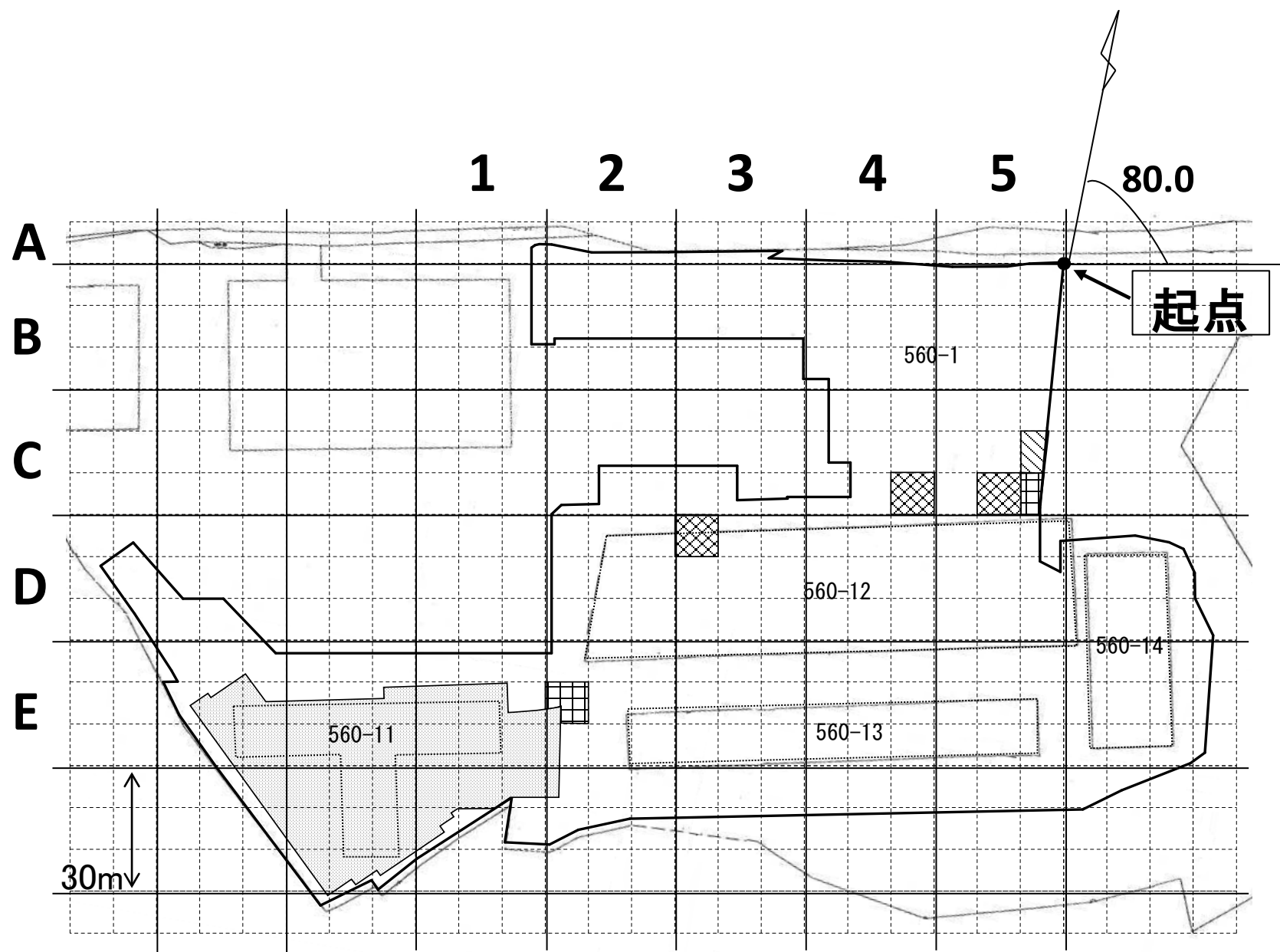
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

起点
 起点は岩殿560(住所表記)内
 野球グラウンド西側排水処理
 施設敷地の最北端とする。

格子の回転角度 80.0度
 起点を通り東西方向及び南北
 方向に引いた線並びに、これら
 と平行して10m間隔で引いた
 線より構成される区画線を起
 点を支点に右方向に回転させ
 た角度を示す。

- 凡例
- 560-1 地番
 - 地番境界
 - 単位区画
 - 変更範囲
 - ▨ 変更範囲外
- 【不適合となった特定有害物質の種類】
 (形質変更時要届出区域)**
- ▩ ふっ素及びその化合物
 - ▧ 砒素及びその化合物、鉛及びその化合物
 - ▦ 砒素及びその化合物



30m
 30m

	1			
	1	2	3	
A	4	5	6	30mメッシュの凡例
	7	8	9	

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県総合リハビリテーション情報システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成26年9月30日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成24年4月1日から平成25年7月31日までの間において、病床数120床以上の病院において、医療情報システム（電子カルテシステムを含む）を開発し、稼働させた実績を10以上有することを認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理・業務部総務・企画担当 嶋田 電話048-725-0219（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月25日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日（木）午前10時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県総合リハビリテーションセンター 平成25年9月26日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年8月30日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Medical Information System

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 26, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 25, 2013 in person must be received by 10:00 a.m., September 26, 2013)

(3) Contact Information:

Saitama Rehabilitation Center

Nishikaizuka 148-1 Ageo-shi Saitama-ken 〒362-8567 Tel: 048-725-02

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）別表第一一号八及び別表第二第一号八の知事が別に定める特定の食品を次に掲げるものと定め、平成二十五年十月一日から施行する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 次のイからハまでのいずれかに該当する食品であつて、一の施設において、一品目のみ製造され、又は調理される食品であること。ただし、同一の機械器具で製造又は調理ができる場合は、二品目以上の食品を製造し、又は調理することができるものとする。

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する食品

(1) 次の(イ)から(ル)までに掲げる食品のいずれかに該当すること。

- (イ) 煮物類（おでん、豚汁、煮込み等）
- (ロ) 焼き物類（焼き鳥、いか焼き、焼き餅、焼きとうもろこし等）
- (ハ) 揚げ物類（空揚げ、フライドポテト、コロツケ等）
- (ニ) 蒸し物・ゆで物類（ゆでとうもろこし、じゃがバター等）
- (ホ) たこ焼き・お好み焼き類
- (ハ) 麺類（ラーメン、かけそば等）
- (ト) 焼き菓子類（カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅等）
- (チ) 揚げ菓子類（ドーナツ、揚げまんじゅう等）
- (リ) あめ菓子類（べっこうあめ等）
- (ヌ) ポン菓子
- (ル) ポップコーン

(2) 製造され、加工され、又は調理された食品を原材料として用いる場合にあっては、食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調理された食品を用いたもの

(3) 販売する直前に、食品を十分に加熱したものの

ロ かき氷

ハ 果実チョコ類（チョコバナナ、チョコイチゴ等）

二 次のイ又はロに該当する食品（飲物に限る。）

イ 容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物であつて、販売する直前まで当該容器包装を開封され、開栓され、又は開缶されていないもの

ロ 食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調

理された食品（容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物を除く。）
を原材料として用いたもの

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）インセンスモール西ブロック（二工区）

埼玉県春日部市下柳字古川端七百五十 三外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーティーインセンスモール 代表取締役 金子利雄

埼玉県春日部市中央二丁目十七番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ＬＩＸＩＬピバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年四月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万五千四百五十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇四一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社LIXILビバ 午前六時三十分から午後九時三十分
未定 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後六時

ト 届出年月日

平成二十五年八月五日

二 縦覧期間

平成二十五年八月十六日から平成二十五年十二月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月十六日から平成二十五年十二月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事 長	澤 祥 一	埼玉県比企郡吉見町大字久保田二百六十四番地

告示

埼玉県告示第千百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、第二種区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号 区第一号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字広木字摩訶池四百七十四番地

(3) 漁場の区域

摩訶池三九一・七アール

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 地元地区

広木

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

二 公示番号 区第二号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場十七番地

(3) 漁場の区域

古沼二〇四・九アール

□ 免許予定日

平成二十六年一月一日

八 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

二 地元地区

駒衣

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千七百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、第五種共同漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、関係地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号 共第一号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線より上流の荒川（上流から大芦橋まで）、諏訪沢、滝の沢、鶴沢、田野沢、谷津川、贄川、猪鼻沢、大砥沢、大除沢、矢竹沢、小赤沢、赤沢谷、赤木谷、白泰沢、樅沢、真ノ沢、中小屋沢、ヒダナ沢、荒川谷、小荒川谷（金山沢）、大荒川谷、股ノ沢、武信白岩沢、木賊沢、釜伏川、扇沢（風布川）、深沢川、三品川、平倉川、山居川、栃谷川、五ノ坪川、宮川及び天沼川、三沢川、滝ノ入沢川、日野沢川、金沢川（金山沢）、大平沢、奈良尾沢及び門平沢、赤平川、小判沢、伊豆沢、栗尾沢、岩殿沢、皆本沢、日影沢、日向沢、尾ノ内沢及び河原沢、吉田川、

小川、女形川、長久保川、藤倉川及び宮の入沢、阿熊川、白岩沢及び奥の入沢、石間川、城峯沢及び石神沢、長留川及び釜ノ沢、薄川、柏沢、塩沢、浦島沢、おおつまり沢、藤指沢、大谷沢、瀬ノ沢、滝の沢、本沢、キワダ沢、倉沢及び七滝沢、小森川、寺沢、白沢、夜討沢、穴場沢、鳩の沢、高井原沢、滝の沢、本沢、ヤツボ沢、井戸沢、日向畑沢、丸岩沢、挽板沢、森戸沢、滝越沢、赤井沢、芝小屋沢、中尾沢、高見倉沢、夜倉沢、高見沢及び不動沢、蒔田川、横瀬川、大瀬沢、兔沢、木の間沢、関ノ入谷（曾沢）、兵野沢、横石沢（二二九沢）、井戸ノ入沢、辰目沢、南沢、処花沢、芳ヶ平沢（松枝沢）、牛喰沢、永井谷沢川及び大栗沢川、定峰川、生川、小島沢川、浦山川、大谷沢、茶平沢、ぼうも沢、大神楽沢、細久保川、幹沢、右ノ沢、左ノ沢、広川原谷、焼山沢、冠岩沢、鍛冶崩沢、長尾沢、三土場沢、中の沢及びこびき沢、橋立川及び市の沢、大久保谷、安谷川、寺沢川、大仁田沢、平溝沢、川浦谷、持小屋沢、於知沢、今木沢、しあん沢及びわさび沢、大血川、向いの沢、井戸沢、西谷、鉄砲沢及び白岩沢（ワレイワ沢）、東谷川及び新山沢、中津川、蛹沢、芋平沢、入波沢、中ノ沢、井戸沢、小滑沢、大滑沢（地獄沢）、深沢、オロ沢、相原沢、石舟沢、大若沢、鎌倉沢、ムジナ沢、ガク沢、大山沢、信濃沢、大ガマタ沢及び金蔵沢、神流川、広河原沢、六助沢、山吹谷、和那波沢、雁掛沢及び金山沢、大洞川、和名倉沢、手戸沢、サメ沢、市ノ沢、樽沢、鷹ノ巣沢、オヒジリ沢、荒沢谷、桂谷、仁田小屋沢、松葉沢、惣小屋谷、井戸沢及び榎谷、滝川、久殿ノ沢、ミグロ沢、ナメリ沢、沢小屋沢、曲沢、金山沢、八百沢、榎ノ沢、水晶谷、枝沢（熊穴沢）、ブドウ沢及び古札沢、豆焼川、トীগク沢及び豆焼沢、和田吉野川、和田川、九頭竜川、通殿川、吉野川、新吉野川、坂東沢川、切れ所沼、御正堰用水路、吉見堰用水路、奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路並びに成田堰用水路

- (一) 基点第一号 埼玉県熊谷市小八林（大芦橋下流端（荒川右岸））
(二) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町

ホ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

二 公示番号 共第二号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から基点第三号と基点第四号を結ぶ線までの荒川（大芦橋から笹目橋までのうち、荒川第一調整池を除く。）、芝川、新芝川、次に掲げる基点第五号と基点第六号を結ぶ線より上流の新河岸川（上流から白子川合流点まで）、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、柳瀬川、東川、不老川、九十川、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、びん沼川、新河岸川放水路、江川、市野川、新江川、滑川、角川、粕川、新川、旧荒川、旧荒川（上池・中池・下池）、丸堀（荒川）、山王堀（荒川）、地藏沼（荒川）、江川排水路、伊佐沼代用水路、古川排水路、灰俵沼、伊佐沼、明善谷沼、城ヶ谷沼及び八反沼

(一) 基点第一号 埼玉県熊谷市小八林（大芦橋下流端（荒川右岸））

(二) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））

- (三) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））
- (四) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））
- (五) 基点第五号 東京都板橋区三園二丁目十八番と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川右岸）
- (六) 基点第六号 東京都板橋区新河岸三丁目と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川左岸）

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

三 公示番号 共第三号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村地先

(3) 漁場の区域

都幾川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の沢、外川、陣馬平川及び橋倉川、三日月池（都幾川旧川）、槻川、細山川、萩平川、オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、丸塚沢及びたかがや沢、兜川、館川、雀川、氷川、越辺川、唐沢川、赤衣川、柳田川、大橋川、谷堀川、渋沢、津久根川、山入川、松倉川、三滝川、顔振川、小畔川、宮沢湖、南小畔川、飯盛川及び飯盛川（水路）、九十九川、鳩川、黒石川、内川、大橋川及び泉井川、大谷木川、毛呂川及び桂木川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、龍ヶ谷川、高麗川、清流川、大沢堀川、井尻谷、炭釜川、関ノ入沢、深沢、虎秀川、風影入、権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢及びタツマ谷、宿谷川、長沢川、八徳谷及び高山沢、北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷及び岩井沢、葛川及び入西調整池（こはるか池）、次に掲げる基点第七号と点アを結ぶ線より上流の入間川、要害川、唐沢、妻沢、蔵入、湯基入川、穴沢川、柏木入川、人見入川、蔵入川、白岩沢川、山中沢川、横倉入川、小沢入川及び和泉入沢川、横塚川、安藤川、霞川、次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線より下流の成木川（両郡橋より下流）、中藤川、中沢、山中沢及び桜久保入、炭谷川、湯の沢川、湯ノ沢及び釜ノ入沢、有間川、白谷沢川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢並びに逆川

(一) 基点第七号 荒川と入間川との分水堤突端（入間川左岸）

(二) 点ア 基点第七号から二百四十度（真方位による。）の線と入間川右岸との交点（入間川右岸）

(三) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））

(四) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日

高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

四 公示番号 共第四号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに児玉郡美里町、神川町及び上里町地先

(3) 漁場の区域

福川、小山川、唐沢川、清水川、備前渠川、元小山川、女堀川、志戸川、藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川、稻聚川、御陣場川及び忍保川

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに児玉郡美里町、神川町及び上里町

ホ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 公示番号 共第五号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川（上流から大場川合流点まで）、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川（上流から内匠橋まで）、次に掲げる基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線より下流の伝右川（伝右橋より下流）、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川（見沼代用水兼用区間（行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで）を除く。）、野通川、旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路（会の川合流点（加須市北大桑）より下流）、会の川、志多見落堀・上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀・天王新堀、古筑田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、

中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落堀排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稻荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路（逆川用水）、東京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木壳落悪水路、下八間堀悪水路及び大室第一調整池

(一) 基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都との境界標柱（東京都内共第六号漁業権基点第十七号（中川右岸））

(二) 点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（東京都内共第七号漁業権点イ（中川左岸））

(三) 基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））

(四) 基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

(五) 基点第十三号 埼玉県さいたま市緑区東大門三丁目（伝右橋下流端（伝右川右岸））

(六) 基点第十四号 埼玉県川口市東川口五丁目（伝右橋下流端（伝右川左岸））

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区

ホ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

六 公示番号 共六号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県飯能市及び東京都青梅市地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線から基点第十五号と基点第十
六号を結ぶ線までの成木川（末成橋から両郡橋まで）及び直竹川

- (一) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））
- (二) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））
- (三) 基点第十五号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川右岸））
- (四) 基点第十六号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川左岸））

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県飯能市及び東京都青梅市

ホ その他

- (1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

七 公示番号 共第七号

イ 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第三号と基点第四号を結ぶ線から基点第十七号と基点第十八号を結ぶ線までの荒川（笹目橋から芝川水門まで）

- (一) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））
- (二) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））
- (三) 基点第十七号 東京都北区志茂三丁目四十五番地と同四丁目三十四番地との境界（荒川右岸）
- (四) 基点第十八号 埼玉県川口市領家五丁目（芝川水門下流端（荒川左岸））

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区

ホ その他

- (1) 制限又は条件
なし
- (2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

八 公示番号 共第八号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の烏川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から烏川合流点まで）、三名川及び笹川

(一) 基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（千葉県内共第十四号漁業権基点第二号（利根川左岸））

(二) 点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（千葉県内共第十四号漁業権基点ロ（利根川右岸））

(三) 基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端、群馬県共第三号漁業権基点第十二号（利根川右岸））

(四) 基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端、群馬県共第三号漁業権基点第十一号（利根川左岸））

(五) 基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（群馬県共第五号漁業権基点第三十四号（烏川右岸））

(六) 基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（群馬県共第五号漁業権基点第三十三号（烏川左岸））

(七) 基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋下流

端、群馬県共第七号漁業権基点第四十号(神流川右岸)
(八) 基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石(渡戸橋下流端、群馬県共第七号漁業権基点第三十九号(神流川左岸))

ロ 免許予定日

平成二十六年一月一日

ハ 申請期間

平成二十五年九月二日から同年十月四日まで

ニ 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年八月五日認可した。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

金杉土地改良区

二 事務所の所在地

松伏町

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成三三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千四百四十の事業地に鶴ヶ島市大字脚折字才道木、字南前、字前原、字月待戸、字下向、字万神ヶ谷戸及び字越戸並びに大字上広谷字本村を加え、大字脚折字三角、池の台及び下池の台並びに大字上広谷字後久保及び字五味前において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千四百四十の事業地に鶴ヶ島市大字上広谷字本村を加え、大字上広谷字後久保及び字五味前において事業地を変更する。

告 示

埼玉県告示第千百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年3月1日(土)から平成31年2月28日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月25日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月26日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年9月26日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月17日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年8月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of ser-
ver and other equipment for the Saitama Police Network System
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 -
a.m.,September 26,2013 By mail;5:00p.m.,September 25,2013 In person;
10:30a.m.,September 26,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第千百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
無線警ら車 7台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉スバル自動車株式会社 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目4番11号
- 5 落札金額
26,754,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年4月26日

告 示

埼玉県告示第千百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
指紋自動識別システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
566,370,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年5月10日

告 示

埼玉県告示第千百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

- (1) 男性警察官用制服ワイシャツ 7,249着
- (2) 男性警察官用短靴 7,307足

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成25年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社エフ・エスパレル 東京都千代田区神田北乗物町16番地
- (2) ハルタ製靴株式会社 東京都足立区千住宮元町8番8号

5 落札金額

- (1) 46,429,845円
- (2) 52,402,150円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年5月28日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指定番号	八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年七月二十五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台二丁目七百六十三番十四、二丁目七百八十四番七</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百八十二番十五、七百八十四番五</p> <p>埼玉県入間市扇台六丁目八百二十七番十二、五丁目八百七十八番一</p> <p>埼玉県入間市扇台六丁目八百九十三番十五、八百九十三番十九</p> <p>埼玉県入間市扇台六丁目四百三十三番十六、四百三十二番二十</p> <p>埼玉県入間市東町二丁目千七百七番三十三、久保稲荷一丁目一番一</p> <p>埼玉県入間市扇台四丁目八百五十三番四、八百五十三番二十四</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十五・八〇メートル</p> <p>二十六・八〇メートル</p> <p>五十六・六〇メートル</p> <p>七十七・〇〇メートル</p> <p>十二・一〇メートル</p> <p>十六・二〇メートル</p> <p>三十八・八〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	九号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年七月 二十五日
指 定 道 路 の 位 置	<p>埼玉県日高市大字高萩字相原千七百二十四ノ七、千七百二十四ノ一</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字相原千七百十九ノ一、千七百二十四ノ一</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字中宿五十三ノ一、日高市大字高萩字上宿十九ノ一</p> <p>日高市大字高萩字蔵脇百六十八ノ十四、百六十八ノ十一</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字中宿五十三ノ二、五十三ノ四</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>二十一・〇〇メートル</p> <p>七十七・〇〇メートル</p> <p>百十一・〇〇メートル</p> <p>四十一・〇〇メートル</p> <p>六十三・〇〇メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>十八・〇〇メートル</p> <p>十三・五〇メートル</p> <p>十三・五〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年三月二十四日第二十号、平成二十四年二月六日第二十号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十五年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	九号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十五年七月 二十五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県日高市大字高萩字相原千七百二十四ノ七、千七百二十四ノ一 埼玉県日高市大字高萩字蔵脇百六十八ノ十四、百六十八ノ十一
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十三・〇〇メートル 四十一・〇〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇〇メートル 八・〇〇、 九・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第20、21、22次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目十九ノ一 垂見 安二

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百六十七ノ五百六十

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月二十五日

指令川建セ第二四 八一二号

二 検査済証番号

平成二十五年八月十二日

川建セ第二五 五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字鳴井七九六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字下新田九六番地一 グリーンパークA棟二 一号

福島清人

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月二十三日

指令越建セ第二四〇〇七〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月九日

越建セ第二一八一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野七百十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野台南二丁目七番地二

セルア―モ高野台土屋Ⅱ番館一〇三

野村 桂広

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月二十六日

指令越建セ第二四〇〇七三一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月九日

越建セ第二一九一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字広戸沼百九十三番二、百九十三番三、百九十三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市千駄野六百番地一 リバティクレイン二〇一

石塚 淳

告 示

埼玉県病院事業告示第七十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
遠隔操作型内視鏡下手術システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アダチ
大阪府大阪府中央区内平野町三丁目 2 番 10 号
- 5 落札金額
414,361,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 18 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
非分離型電動油圧式手術台 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
77,689,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 21 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
内視鏡スコープ関連備品(その2) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店
群馬県太田市清原町4番地の6
- 5 落札金額
67,095,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年6月28日

告 示

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年八月十六日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年八月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 県議会平成二十五年九月定例会提出予定案件について
- ロ 平成二十六年当初教職員人事異動の方針について
- ハ 平成二十六年度埼玉県立高等学校において使用する教科書の採択について
- ニ 平成二十六年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ホ その他

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号（平成二十五年七月三十日第二千五百

十三号）中訂正

ページ 表中 行

二 区間 前から九行目

誤

字大久保大ヤイ

正

字大久保ヲヤイ